

東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）新旧対照表（抄）

改正案

目次（現行のとおり）

第一条から第七十三条まで（現行のとおり）

別表第一（第四十一条関係）（現行のとおり）

別表第二（第四十六条関係）

種別	単位	使用料
土地	一平方メートル一月	九十一円
建物	一箇所一月	八千八百円

付記（現行のとおり）

現行

目次（略）

第一条から第七十三条まで（略）

別表第一（第四十一条関係）（略）

別表第二（第四十六条関係）

種別	単位	使用料
土地	一平方メートル一月	九十五円
建物	一箇所一月	九千百円

付記（略）

別表第三（第五十一条関係）

種別	単位	占用料	
電柱、標識	一本一月	百四円	
水道管、下水道管、ガス管、電線	一米ートル一月	九十三円	
鉄塔	一平方メートル一月	九十三円	
変圧塔、マンホール の類	一箇所一月	九十三円	
郵便差出箱及び信書 便差出箱	一箇所一月	三十七円	
公衆電話所	一箇所一月	九十三円	
地下の占用物件	一平方メートル一月	地上露出部分	九十三円
		地下部分	四十六円
高架の占用物件	一平方メートル一月	四十六円	
天体、気象又は土地 の観測施設	一平方メートル一月	九十三円	
写真撮影のための常 時占用	撮影機一台一月	七百四十四円	
写真撮影のための臨 時的な占用	一回（二時間以内）	千百六十二円	
その他の占用	一平方メートル一日	三元	

付記（現行のとおり）

別表第四（第五十四条関係）

（現行のとおり）

別表第三（第五十一条関係）

種別	単位	占用料	
電柱、標識	一本一月	百一円	
水道管、下水道管、ガス管、電線	一米ートル一月	九十一円	
鉄塔	一平方メートル一月	九十一円	
変圧塔、マンホール の類	一箇所一月	九十一円	
郵便差出箱及び信書 便差出箱	一箇所一月	三十六円	
公衆電話所	一箇所一月	九十一円	
地下の占用物件	一平方メートル一月	地上露出部分	九十一円
		地下部分	四十五円
高架の占用物件	一平方メートル一月	四十五円	
天体、気象又は土地 の観測施設	一平方メートル一月	九十一円	
写真撮影のための常 時占用	撮影機一台一月	七百二十八円	
写真撮影のための臨 時的な占用	一回（二時間以内）	千百三十七円	
その他の占用	一平方メートル一日	三元	

付記（略）

別表第四（第五十四条関係）

（略）